

石狩市立学校と保護者・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドライン (一部抜粋)

保護者・地域の皆様へ

学校では「こどもまんなか」の理念をベースに、教職員と保護者は児童生徒の成長を担う「パートナーである」という認識のもと良好な関係を築き、多くの事案が対話によって解決されています。

一方で、中には、保護者等による社会通念を超える言動等がみられることもあり、こうした事案の対応に教職員が苦慮しているケースもあります。

学校では、教職員一人ひとりが、誠意を持って児童生徒に接し、社会通念に則った行動を行えるよう努めています。

学校と保護者・地域とのより良好な関係づくりのために、教職員との連絡・面会等にあたって、次の点のご理解・ご協力をお願いします。

- ① 学校への連絡は、原則として、教職員の勤務時間内に、簡潔にお願いします。
- ② 面会等はあらかじめ調整した日時に行うことを原則とします。面会等は平日の放課後に30分を目安とします。場合により別の日に引き続き面会等を行います。
- ③ 学校は、複数の教職員で対応することを基本とし、相談内容等については学校組織として共有し対応します。
- ④ 教職員との面会等に、教育委員会の職員や弁護士等の専門家が同席したり教職員に代わって話をさせていただくことがあります。また、録音をさせていただくこともあります。
- ⑤ 御意見・御要望をいただいても、学校の役割を超え対応できないことや、対応を他の専門機関等に任せる方が望ましいことがあることをご理解下さい。
- ⑥ 長時間にわたる電話や同じ内容での頻繁なご連絡等については、対応をお断りすることがあります。
- ⑦ 不当・違法な行為等が認められた場合等は、直ちに面会等を中止し、学校から退去していただくことや、警察に連絡することがあります。

